



草加モノづくりブランド認定製品・技術 募集要項

草加市内の中小企業等が持つ、優れた特徴のある工業製品・技術を「草加モノづくりブランド」と認定し、広く全国に情報を発信し知名度と信頼を高め、製品・技術の販路開拓・拡大を支援することで市内産業の活性化を図ることを目指しています。

1 ブランド認定の特典

認定された製品・技術については、次の特典があります。

- (1) 認定証の交付
- (2) 草加モノづくりブランドのロゴマーク使用权
- (3) マスコミ等へのPR支援
- (4) 展示会への出展支援
- (5) 草加市・草加商工会議所のホームページや広報紙への掲載
- (6) アドバイザーの派遣

2 対象製品・技術

認定製品・技術は、次の工業製品・技術(注1)とします。

- (1) 既に市場へ投入された工業製品・技術であること
- (2) 市内の事業所において、対象製品の製造、対象技術の使用または開発を行っていること
(注1) 素材や中間材を含みます。ただし、設計・企画段階のものや、物産品・工芸品の類は対象外とします。
- (3) 1社2製品・技術以内

3 応募資格

申請者は、次のいずれかに該当し、申請日において1年以上継続して事業を営んでいる企業等とします。

- (1) 市内に本社を有する中小製造業者
- (2) 本社が市外であっても、市内に開発部門や製造部門の事業所があり、当該事業所で対象製品・技術を開発または製造、使用している中小製造業者
- (3) 中小企業が主たる構成者となって活動している協同組合等の団体、任意グループ

4 応募方法

申請書および次の各種証明書を添えて、事務局まで郵送または窓口までお持ちください。

- (1) 応募申請書（事務局から取り寄せるか、ホームページからダウンロードしてください）
- (2) 登記事項証明書または履歴事項証明書（法人の場合）を1部
- (3) 直近1年分の市民税納税証明書（法人の場合は法人市民税）を1部

- (4) 直近2期分の決算書の写し（確定申告書、貸借対照表及び損益計算書）を各1部
※個人の場合は、直近2期分の確定申告書及び決算書（収支内訳書）の写しを各1部
- (5) 事業所案内パンフレット及び製品パンフレットまたは製品の写真、仕様書を各1部
その他、取得されている場合は、産業財産権に関する証明書類の写しを1部
- ※ 上記の書類の内、添付できない書類等がある場合は、お問い合わせください。

5 認定までのスケジュール

応募受付 令和4年7月4日(月)～11月18日(金)

審査 令和4年12月(予定)

- ・面接によるヒアリングを行います。
- ・必要に応じて、製造・加工の実地見分を行います。

認定発表 令和5年1月(予定)

6 認定の審査について

審査について製品認定においては、①独自性 ②技術力 ③生産体制 ④市場性 ⑤営業、アフターケア体制 ⑥経営理念、経営状況、を審査基準とし、技術認定においては、①独自性、先進性、模倣困難性 ②有用性、応用性 ③生産体制 ④市場性 ⑤営業、アフターケア体制 ⑥経営理念、経営状況、を審査基準とし経営状況総合的に勘案して行われます。

7 その他

- (1) 応募及び審査は、無料です。ただし、応募のためにかかる費用については、応募者のご負担になります。
- (2) 認定を受けられた場合、事業者PR負担金、年間10,000円ご負担いただきます。
- (3) 提出された応募書類等は返却いたしません。また、認定審査等に関するお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

主催 草加モノづくりブランド実行委員会
事務局：草加商工会議所 草加市産業振興課

お問い合わせ先

草加商工会議所 〒340-0016 草加市中央2-16-10 <https://www.sokacity.or.jp>

TEL 048-928-8111 FAX 048-928-8125

草加市産業振興課 〒340-8550 草加市高砂1-1-1

TEL 048-922-3477 FAX 048-922-3406